

一般競争入札公告の変更

入札公告を次のとおり変更する。

令和7年11月6日

鹿島地方事務組合管理者 石 田 進

1 変更する入札公告

- (1) 公 告 日 令和7年10月30日
- (2) 公告番号 鹿島地方事務組合公告第20号
- (3) 事 業 名 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター隣接地整備工事

2 変更内容

次のとおり変更する。

変更前

3 入札参加資格

- (1) 公告日現在において、令和7・8年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者名簿の建築一式工事に登載され、令和7・8年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者申請時の総合評定値通知書の建築一式工事に係る総合評定値及び主観点数の合計が640点未満であること。又は、令和7・8年度神栖市競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登載され、神栖市の建築一式工事に係る総合点が600点以上800点未満であること。
- (3) 建設業法の規定による建築一式工事業における特定建設業の許可を有する者であること。
- (7) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人を専任配置すること。同法第26条に規定する技術者にあつては、建築一式工事について監理技術者又は主任技術者になり得る者で引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者を専任配置すること。なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（建築一式工事に対応するもの）及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

8 入札参加資格を証明する書類の提出

- (4) 提出書類 ⑥建築一式工事に係る総合評定値通知書の写し

変更後

3 入札参加資格

- (1) 公告日現在において、令和7・8年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式工事に登載され、令和7・8年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者申請時の総合評定値通知書の土木一式工事に係る総合評定値及び主観点数の合計が640点未満であること。又は、令和7・8年度神栖市競争入札参加資格者名簿の土木一式工事に登載され、神栖市の土木一式工事に係る総合点が600点以上800点未満であること。
- (3) 建設業法の規定による土木一式工事業における一般建設業又は特定建設業の許可を有する者であること。
- (7) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人を専任配置すること。同法第26条に規定する技術者にあつては、土木一式工事について監理技術者又は主任技術者になり得る者で引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者を専任配置すること。なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（土木一式工事に対応するもの）及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

8 入札参加資格を証明する書類の提出

- (4) 提出書類 ⑥土木一式工事に係る総合評定値通知書の写し

上記以外については、当初入札公告のとおり。